

---

## 第5章 史跡幡羅官衙遺跡群の本質的価値

### 5-1 幡羅官衙遺跡群の価値

幡羅官衙遺跡群は、古代の武蔵国幡羅郡の郡家とそれに伴う祭祀場の遺跡であり、正倉院や館、多様な実務官衙、道路、祭祀場などの諸施設が確認されている希少な遺跡である。史跡隣接地区には、郡家施設の一部を構成するとみられる西別府遺跡や、郡家と密接に結びついた古代寺院と考えられる西別府廃寺が位置している。

幡羅官衙遺跡群では、郡家諸施設の全体的な構成や各施設の構造及び祭祀の在り方を把握するとともに、幡羅郡家や祭祀の成立から変質、そして廃絶に至る変遷の様相も明らかになってきている。

現状では、史跡指定地の大半が畑地として利用されており、遺跡の遺存状況が良く、周辺を含めた風景の広がりを見通すことができるという良好な環境が保たれている。そして、台地上に郡家諸施設や寺院が並び、崖下の湧泉には祭祀場が設けられ、低地には条里水田が広がる、幡羅郡家の立地選定のあり方や周辺景観の様相をとらえられることも特筆される。

以下、幡羅官衙遺跡群がもつ歴史的価値について、主要な価値と副次的な価値に区分して整理する。

#### (1) 主要な価値

##### ◆ 郡家の遺構が良好に保存され、諸施設の構造や構成を知ることができる。

指定地では、遺構に大きな影響を及ぼす開発はほとんど行われておらず、正倉院、館、実務官衙や道路など、郡家を構成する諸施設の遺構が極めて良好に遺存しているとともに、官衙施設の構造や計画的な配置状況を知ることができ、高い価値を有している。

##### ◆ 郡家に伴う祭祀場が確認されている貴重な遺跡である。

幡羅官衙遺跡の北東に隣接する西別府祭祀遺跡は、郡家に伴う祭祀場である。湧泉における石製模造品を祭祀具とした形態が、郡家の整備と時を同じくして土器を用いた祭祀形態へと変化していく様相が明らかになっており、郡家と密接に結びついた祭祀のあり方を探ることができる貴重な遺跡である。

##### ◆ 郡家の諸施設と祭祀場、古代寺院が隣接していることが判明しており、郡家の地方支配の様相を探ることができる遺跡である。

幡羅官衙遺跡の東側に隣接する西別府廃寺は、8世紀初頭頃に創建された寺院であり、郡家との密接な関わりがうかがえる。幡羅官衙遺跡群とその周囲では、郡家・祭祀場・寺院が揃って把握されており、郡家による地方行政、祭祀（神祇祭祀）、仏教が一体となった地方支配の実態を知ることができる。

◆ 郡家やそれに伴う祭祀の成立過程や変遷を明らかにすることにより、地域の歴史的動向をたどり、その歴史的意義を考えることができる。

幡羅郡家は、7世紀後半には竪穴建物と掘立柱建物が混在し、官衙として未成熟な状況を呈するが、7世紀末頃には掘立柱建物の正倉などの諸施設が整備されるようになる。それと呼応して、祭祀場では、古墳時代的祭祀から律令祭祀への変化を具体的にとらえることができる。また、その後、西別府廃寺が創建される一方、幡羅官衙遺跡群の成立時期には籠原裏古墳群の古墳築造が終了しており、この時期が大きな転換期であったことも明らかになっている。さらにその後、郡家が拡充、変質、衰退、廃絶する変遷をたどることもできる。このように、幡羅官衙遺跡群の変遷と周辺の遺跡群の変遷のあり方を総合的に検討することによって、古代幡羅郡地域の歴史的動向やその意義を明らかにすることができる。

◆ 郡家で行われた饗宴の実態を示す遺物が出土した。

廃棄土坑から出土した多量の土器や食物残滓により、郡家で行われた饗宴や嗜好の実態に迫ることができる。また、物資調達・流通や交通のあり方について検討できる点も重要である。

◆ 建物の造営技術・土木工法のあり方を解明できる遺跡である。

幡羅郡家の正倉には、掘立柱建物と礎石建物がある。そのうち、礎石建物については、礎石は遺存していないが、地面をいったん掘り下げてその内部を搗き固めながら埋め戻す掘込地業という地盤改良工事が確認されている。当遺跡の掘込地業には、建物の範囲全体を対象とする総地業と、礎石直下のみを対象とする壺地業があり、さらに、礫を多量に含むものや含まないものなど、多様な工法が認められる。

また、正倉・館・実務官衙・道路などの各施設については、それぞれの主軸方位が少しずつ異なっており、郡家全体では造営方位の統一性が認められないという特異性が認められる。これは、西別府廃寺についてもいえることで、幡羅郡家の造営計画や造営理念、土地利用形態などの特色を反映するものとして注目される。

◆ 正倉収納物の他に、郡司層の政治的動向や地域社会の動向などを探る手がかりとなる正倉火災痕跡が発見された。

正倉付近では、多くの炭化穀類が出土している。これらの炭化穀類の分析により、稲穀を収納した穀倉の存在が推定されている。今のところ、出土した炭化穀類はイネだけで、ヒエやアワなどの雑穀類は確認されていないが、今後の調査・分析により、正倉遺構と収納物との関係をより具体的に知ることが期待できる。

この正倉火災は、当初は神の祟りや天災と考えられ「神火」とされていたが（『続日本紀』天平宝字7年（763）9月1日勅）、頻発した背景には、国司・郡司らによる穀

---

の虚納や横領の隠蔽、現任郡司の失脚を謀ることなどを目的とする放火があった。本史跡にみられる正倉火災も、幡羅郡域における国司・郡司らの租税徴収をめぐる動き、あるいは新興勢力をも含めた政争など、地域社会の動向を明らかにするうえで重要な手がかりとなる。

◆ 郡家の立地状況をうかがうことができる。

郡家は低地を望む台地縁辺部に立地している。倉庫令には、倉は高燥の地に置くように規定されており、倉庫令に則した地形が選択されたことを示している。また、正倉院が崖線寄りに位置するのは、穎穀の運搬に崖下低地の水運が利用され、そこからの搬入の便などが考慮されたことによる可能性がある。正倉、館やその他の官衙施設は、台地上に認められるわずかな起伏の中で微高地に設けられており、施設の配置には、微地形についても配慮なされていたことがうかがえる。

◆ 史料と遺構の双方から郡の動向を探ることができる古代史研究上の価値を有する。

古代の幡羅郡に関する史料には、対蝦夷政策における幡羅郡の軍事的重要性を示唆する例があり、幡羅郡や幡羅郡家の成立、その位置づけ・役割などの一端を推測する手がかりとなる。また、弘仁9年(818)の北関東における大規模な地震災害、その後年の幡羅郡内の荒廃田開発を示す史料もある。幡羅郡家の実務官衙では、9世紀前半になると小規模な建物が多くなり、9世紀代後半には実務官衙域に大きな構造的変化などが認められており、こうした変化は史料にみえる地震災害等の出来事とも関連していた可能性がある。このように、史料と郡家遺構の双方から古代幡羅郡の動向を検討することができる点でも重要である。

◆ 古代の交通網と郡家との関係を解明する手がかりがある。

東山道から東海道への所管替え後も重要な道路だったとみられる東山道武蔵路、そこから分岐して延びる郡間道路やその他の道路、及び大小の河川を利用した水上交通路との位置関係から、幡羅郡家はそれらの水陸交通網の拠点に位置していることが明らかになっており、古代の交通・物流の実態と郡家との関わりを解明するうえでも重要な遺跡である。

## (2) 副次的な価値

◆ 郡家の造営が始まる前の土地利用の様相を知ることができる。

古墳時代の集落は、妻沼低地の自然堤防上に立地しており、史跡が位置する台地上にはほとんど認められない。これまでの調査では、台地縁辺部から古墳群が確認されていることから、指定地及び周辺は、一部が墓域であった以外はほとんど空地だったと推定され、幡羅郡家の造営が始まる前の土地利用の様相を知ることができる。

---

◆ 郡家及び周辺地域の歴史的景観を把握しうる良好な環境を有する。

幡羅官衙遺跡は、郡家廃絶後、現在に至るまで大きな開発がほとんど及んでいないことから、往時の地形状況をよく残している。また、現在の道路や水路などの中にも、古代の痕跡を見出すことができる良好な環境を留めている。

◆ 郡家が成立する以前や廃絶後の歴史をたどる手がかりとなる。

指定地内では古墳群の一部や中世の土坑なども検出され、湯殿神社も存在する。これらは、古墳時代から律令時代への変化や、郡家廃絶後の歴史的変遷・土地利用の変遷をたどる手がかりとなる。

◆ かつての郡家周辺の様子をうかがわせる地名が遺存する。

本史跡には、「辻」という小字が残っている。地元ではその付近を「オニガツジ」あるいは「オンニガツジ」と呼んでいる。現在は一面が農地となっているが、かつては人や荷物が行き交う交通の要衝だったことをしのばせる地名と推測される。

## 5-2 史跡隣接地区の価値

### 5-2-1 指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の価値

#### (1) 主要な価値

◆ 官衙関連遺構が所在する可能性がある。

指定地外の幡羅遺跡では、未確認の郡庁や、その他の官衙施設が存在する可能性が高い。また、郡家成立期である7世紀後半や終末期にあたる10～11世紀の堅穴建物などが分布する可能性がある。

◆ 祭祀に関連する遺構・遺物が所在する可能性がある。

西別府祭祀遺跡では、時期によって祭祀地点を変えている状況が確認されている。これまでの調査では、律令祭祀具として一般的な木製祭祀具が未確認であることも考慮すると、そうした遺物の投献場所や祭祀の場などが未指定地に所在する可能性もある。

◆ 陸上交通と河川交通の拠点としての性格が推定される。

指定地外の西別府祭祀遺跡では、運河の可能性のある掘り込みの一端が確認されており、そこからは習書木簡が出土している。遺跡は郡家内から延びる道路と交わる地点にあり、陸上交通と河川交通の拠点としての性格を示すものである。

#### (2) 副次的な価値

◆ 郡家造営のあり方を知ることができる。

楡挽台地縁辺部は、郡家成立以前には集落はなく、古墳群が営まれた墓域、及び空閑地であった。幡羅遺跡内にある古墳は、正倉造営に際して破壊されたものもあるが、墳丘を残したまま一部は正倉院内に取り込まれる形で存続したものもあったとみられる。

---

こうした点は、幡羅郡家正倉の景観を復元するうえで重要であるとともに、郡家設置における場所の選定や造成のあり方、被葬者との関係を考える上で重要な手がかりとなる。

◆ 郡家の立地と周囲の環境を知ることができる。

郡家は楡挽台地縁辺部に位置しており、当時はここから、低地に広がる条里水田や微高地上に点在する集落を望むことができたとみられる。現在でも、水田のほか、上毛三山（赤城山・榛名山・妙義山）を遠望することができる。楡挽台地の崖線やその北に広がる水田は一部改変を受けているが、古代景観などを復元しうる環境を残しており、郡家が立地した地形環境を知る手がかりとなる点で重要である。

## 5-2-2 西別府遺跡の価値

### (1) 主要な価値

◆ 郡家の施設が存在する可能性がある。

幡羅官衙遺跡の東に隣接し、検出された掘立柱建物や竪穴建物などは郡家関連施設、の可能性があり、今後の調査でほかにも郡家の重要な遺構が確認される蓋然性が高い。

◆ 郡家と寺院をつなぐ地区である。

幡羅官衙遺跡と西別府廃寺の中間に位置することから、郡家と寺院の配置関係や両者間の景観を明らかにするうえで重要な地区である。

### (2) 副次的な価値

◆ 郡家廃絶後の土地利用の変遷がうかがえる。

中世になると、溝跡やピットなどの遺構が一部に認められ、これらは郡家廃絶後の土地利用の変遷をうかがう資料としての価値がある。

## 5-2-3 西別府廃寺の価値

### (1) 主要な価値

◆ 郡家と密接に関わる寺院である。

西別府祭祀遺跡の南東、西別府遺跡の東に位置する西別府廃寺は、郡家と密接な関係を有していた。これまでの発掘調査は部分的なものであるが、基壇をもつ建物のほか、鍛冶工房の竪穴建物などが確認されている。多量の瓦なども出土し、律令国家における地方支配と寺院・仏教との関係を解明するうえで貴重である。

◆ 郡家と密接な関わりをもつ寺院の実態解明が期待できる。

これまでの調査成果から、寺院地は東西 160m、南北 220mの規模に広がると推測される。すでに開発された地点もあるが、畑地、駐車場などでは、遺構は遺存されていると思われ、今後の発掘調査で郡家と密接な関わりをもつ寺院の実態解明が期待できる。

---

## (2) 副次的な価値

### ◆ 郡家衰退後の祭祀行為の実態を探る手がかりが得られている。

10世紀前半の遺物として多量の灯明皿が出土しており、仏教行事に伴うものと考えられる。同時期の西別府祭祀遺跡でも、同様の仏教行事が行われた可能性があり、郡家衰退後の仏教行事のあり方やその性格を探る上で重要である。

### ◆ 寺院廃絶後の土地利用の変遷がうかがえる。

中世になると土坑墓など多くの遺構が認められる。東に隣接する西別府館跡との関係が考えられ、寺院廃絶後の土地利用の変遷をうかがうことができる。

## 5-2-4 下郷遺跡と大竹遺跡の価値

### (1) 主要な価値

#### ◆ 集落遺跡の様相から郡家に密接に関わった人々の営みを知ることができる。

郡家に隣接した位置にある下郷遺跡と大竹遺跡は、郡家と消長をともにした集落であり、行政の場であった郡家と密接に関わり、郡家の活動を支えた人々の生活の営みや活動の実態を知ることができる。また、集落の動向を通して、郡家成立の背景、郡家の整備、再編、衰退といった変遷のあり方、大規模な地震災害への対応の様子などを明らかにすることも期待できる。

#### ◆ 郡家と密接に関わる遺構・遺物が所在する。

下郷遺跡では郡家へと延びる道路遺構が確認されており、この道路の性格や交通網のあり方を考えるうえで重要な意味をもつ。また、下郷遺跡と大竹遺跡からは、郡家の機能と密接に関わる遺構や遺物も確認されており、史跡の価値を高める資料といえる。

### (2) 副次的な価値

#### ◆ 古代集落の空間構成を検討することができる。

両遺跡は、大規模な集落の遺構・遺物が良好に保存されており、古代集落の空間構成を検討するうえで貴重な遺跡であり、古代の人々の生活実態に迫ることができる。

#### ◆ 古代集落成立以前の土地利用状況を知ることができる。

両遺跡では、幡羅官衙遺跡で官衙が造営され始める7世紀後半まで集落は存在していない。下郷遺跡の北部は後期古墳が造られ墓域として利用されていたが、他は空地であったことがうかがえ、郡家造営以前のこの地区の土地利用状況を知ることができる。

---

## 第6章 史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題

### 6-1 史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題

#### 6-1-1 保存

##### (1) 現況

幡羅官衙遺跡は、発掘調査箇所は適切な記録作成が行われた後、遺構を保護するための養生土で被覆した後に埋め戻され、保存されている。現地は畑地で、遺構保存に影響が及ばない範囲で耕作が行われている。

西別府祭祀遺跡も適切に埋め戻されている。史跡指定範囲の一部である湯殿神社境内は、祭祀の場として氏子らにより維持管理が行われている。東側の御手洗池と呼ばれる池沼にはかつて湧泉があり、平成初期までは夏季に限って潤っていたが、現在は枯渇している。また、神社の西側は幡羅官衙遺跡で確認された道路の延伸上にあり、現在も崖下部への通路となっている。

両遺跡の出土遺物は、一部を展示して活用しているほか、収蔵庫にて保管している。

##### (2) 課題

###### ○保存方針の明確化

地下に遺存する多様な官衙遺構、祭祀遺構をき損することなく後世に継承することが重要である。そのため、現況の諸条件に応じた地区区分を行い、保存方針や現状変更等の取扱基準を定め、計画的な公有化を推進することが必要である。

###### ○既存諸施設との調整

幡羅官衙遺跡内には市道があり、付属する工作物が設置・埋設されている。これらについては、史跡の活用・整備との調整が必要である。将来的には廃道や付け替えなどを含めた検討が課題となるが、現状では史跡の価値をき損しない維持管理の手法を考える必要がある。

西別府祭祀遺跡では、遺跡の東に熊谷市の都市公園である「別府沼公園」があることから、今後それとの密接な連携も考慮した遺構や史跡景観の保存を進めることが必要になる。

###### ○調査・研究の課題

郡庁をはじめ官衙遺構の状況が不明な部分もあり、幡羅郡家跡の実態と歴史的意義を更に明らかにするために、調査・研究を継続していく必要がある。その成果を積極的に発信し、現代社会における史跡のもつ意義についての理解を深めていくことも課題となる。また、今後の調査は、現地見学会といった活用や、史跡整備の計画と連動して実施していくことが望ましい。

#### 6-1-2 活用

##### (1) 現況

現在、史跡の大部分は民有地、耕作地であるが、未整備の現状においても、史跡の見学者やウォーキンググループなどがみられる。そのため、現時点では要所への説明板の新設に努め、

---

両市のホームページを活用して案内を行っている。また、史跡指定時には懸垂幕による周知を行った。そのほかでは、パンフレットの発行、発掘調査現地見学会の開催、市民が参加できる講演会やシンポジウム、出前講座や出前授業を行うなど、市民に広く周知を図っている。

出土遺物は、一部ではあるが、深谷市では川本出土文化財管理センター及び幡羅公民館、熊谷市では江南文化財センター及び別府公民館で展示しているほか、深谷市立幡羅小学校でも展示し、地域の学習教材として活用している。

また、幡羅官衙遺跡から出土した人面線刻土製品をモデルとして、幡羅遺跡マスコットキャラクター「ハラ君」を作成した。このマスコットは、史跡の周知に貢献しており、地元の幡羅地区では「ハラ君音頭」が作られ、芸能にも取り入れられているほか、「幡羅遺跡ファンクラブ」の会報として「ハラ君通信」が作成・発行されている。



現地見学会（幡羅官衙遺跡）



出前講座（熊谷市立別府中学校）



幡羅遺跡マスコットキャラクター「ハラ君」  
とそのモデルとなった人面線刻土製品



説明板（幡羅官衙遺跡）

## （2）課題

### ○遺跡情報の提供

深谷市・熊谷市の文化財センターや公民館などではリーフレットの配備や出土遺物の展示を行っている。しかし、史跡との距離が離れているという課題もあり、より有効な情報提供の場

---

が求められる。また、案内資料などの十分な印刷部数の確保や多言化などへの対応、両市のホームページなどで紹介する遺跡情報の拡充も課題となる。

#### ○公開活用に関する課題

史跡理解の普及のため、現在までに実施している現地見学会、出前講座、シンポジウムなどのソフト事業は、より充実した内容で継続することが求められる。

また、こうした活用に資するため、現地には説明板が設置されているが、設置基数や内容を充実させ、わかりやすい史跡案内とすることが必要である。

#### ○周辺の歴史・文化資源と連携した活用

史跡周辺には、史跡と関連する古墳時代や奈良・平安時代の遺跡、その他多様な文化財が点在している。近接する遺跡はもとより、中宿古代倉庫群や渋沢栄一関連施設、国宝妻沼聖天山（歓喜院聖天堂）などの文化財との連携も視野にいたした活用も必要である。

#### ○学校教育・生涯学習での活用

学校教育の場では出前授業などを行ってきたが、年齢に応じた教材の整備や授業スタイルの改善が課題であろう。また、教材としては、ICTの利用などの検討も必要である。

社会教育の場では、従来からのソフト事業のため、魅力あるテーマ設定や講師陣の充実を図る必要がある、こうした取り組みは地域住民と協働で進めていくことが重要である。

### 6-1-3 整備

#### (1) 現況

史跡は両市と地権者による維持管理が行われている。現在、史跡整備にかかる基本計画は策定されておらず、計画的な史跡整備は実施されていない。

#### (2) 課題

##### 《保存を目的とした整備の課題》

#### ○市道等の関係道路の取扱い

市道が正倉院の範囲内を南北に縦断しているほか、史跡南部の道路は館や実務官衙域に接しつつ、正倉院を横断している。古代の郡家景観の復元にあたっては、これらの道路の廃道や付け替えなどの検討が必要である。

#### ○段階的な整備

史跡指定地の大半を占める畑地は、地権者によって遺構保存に配慮した耕作が行われていることにより、雑草などの繁茂も少なく広大な面積を見通せる良好な景観が保たれている。今後の公有化と整備を進めるにあたっては、こうした景観の保全に配慮する必要がある。

##### 《活用を目的とした整備の課題》

#### ○史跡を学び・理解するための課題

---

史跡の価値を顕在化させ、見学者に伝えていくため、遺跡群の全体像を理解することができる整備が求められ、建物や塀のほか、溝などの各種遺構の効果的な表示方法などの検討が必要である。

また、幡羅官衙遺跡群をより深く多様な視点で学ぶことができる展示解説の拠点や史跡の活用・運営管理の活動拠点として、史跡と結びついたガイダンス施設の整備も検討課題となる。

#### ○見学環境づくりの課題

史跡を快適に見学することができるよう、園路・広場、周辺景観と調和した修景施設、ベンチなどの休養施設、トイレ、駐車場などの便益施設、給排水や照明などの管理施設を整備していく必要がある。

#### ○交通アクセスの課題

史跡へのアクセスは新設道路により利便性が高まったため、見学者用駐車場の確保が課題となってきた。主要道路からの案内標識や、隣接する熊谷市別府沼公園からの案内標識も必要である。また、バスなどの公共交通が少ないため、コミュニティバスの延伸やレンタサイクルの活用なども検討課題である。

#### ○周辺案内への課題

史跡の周辺には、3-4-3（53～59頁）に掲げたように、多くの歴史的遺産がある。これらと連携した史跡の活用を図るうえで、史跡と統一された現地案内の標識の設置、歴史遺産をめぐる周遊路の整備や案内地図の作成などが必要である。

### 6-1-4 運営・体制の整備

#### (1) 現況

史跡の管理団体には深谷市と熊谷市が指定されており、史跡の保存・活用・整備に関する事柄は、指定範囲に応じて深谷市教育委員会と熊谷市教育委員会が所管し、双方の連携を図りつつ進めている。

#### (2) 課題

##### ○体制整備の充実

史跡の保存・活用・整備を進めるため、両市の連携や地域住民と一体となった体制構築・整備、人的資源の拡充及び育成、財源の確保が必要となる。

##### ○運営体制の構築

各種事業の実施、運営にあたっては、両市の教育委員会だけでなく、両市の関係各課との相互連携を強化し、整備やその後の史跡運営に向けた組織づくりを進める必要がある。

また、地域住民やNPO団体、観光協会、ボランティアなどの関連団体との連携を推進する体制の構築も重要である。

---

## 6-2 指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の現況と課題

### 6-2-1 現況

指定地外の幡羅遺跡は、指定地である幡羅官衙遺跡の南から北側に広がる範囲で、幡羅郡家の一部を構成している。深谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、用途指定はない。遺跡の南東部に住宅があるが、大半は畑地である。

国史跡指定地である西別府祭祀遺跡の北と南東には、埋蔵文化財包蔵地の西別府祭祀遺跡が広がる。この範囲の現況は北部に水田、南東部は宅地、東端に市道が敷設されている。

### 6-2-2 課題

今後は、遺跡の調査・研究を進めるとともに、埋蔵文化財包蔵地として対応し、適切な管理を進める。そして、郡家に関わる重要遺構が確認された場合は、追加指定を含め、適切な保存措置を講ずる必要がある。また、幡羅官衙遺跡群に近接する箇所の景観は、現状が大きく損なわれないよう維持していくことが必要である。

## 6-3 西別府遺跡の現況と課題

### 6-3-1 現況

西別府遺跡は熊谷市に所在し、幡羅官衙遺跡の東に広がり、東は西別府廃寺に隣接し、西別府廃寺の南にも及ぶ。幡羅官衙遺跡と西別府廃寺に挟まれた範囲からは、幡羅官衙遺跡と一連のものと思われる遺構が確認されている。

熊谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、現況はおおむね畑地である。



遺跡の東範囲を南西方向から望む



遺跡の南範囲を南東方向から望む

### 6-3-2 課題

本遺跡は、幡羅官衙遺跡と一連の遺構が広がるため、今後は遺跡の広がりや重要性を周知し、保存への協力が得られるよう、地権者や地域住民に対する啓発活動や開発行為との調整などを行っていくことが必要である。

---

## 6-4 西別府廃寺の現況と課題

### 6-4-1 現況

西別府廃寺は熊谷市に所在し、北西に西別府祭祀遺跡、西と南に西別府遺跡が隣接している。8世紀初頭から10世紀まで存在した古代寺院で、郡家と密接な関係をもつ寺院と考えられている。熊谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、現況は宅地、駐車場、畑などとなっている。



南東方向から望む



特別養護老人ホーム 東方向から望む

### 6-4-2 課題

本遺跡は幡羅官衙遺跡群と密接な関係にあり、史跡の価値を高める上で欠かせない要素であることから、その保護が必要である。

今後は郡家と密接に結びついた寺院として、史跡と連携した保存・整備や活用が望まれる。そのための調査研究を継続して行うとともに、地権者に遺跡の重要性を周知し、保存への協力が得られるよう、啓発活動や開発行為との調整などを進めていくことが必要である。

## 6-5 下郷遺跡・大竹遺跡の現況と課題

### 6-5-1 現況

下郷遺跡は、幡羅官衙遺跡群の西から南側に広がる集落遺跡で、この集落の盛衰は幡羅郡家の変遷と大きく連動しており、密接な関係があった集落と考えられる。

深谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、用途指定はない。遺跡北半は畑地が多いが、宅地や農業施設なども存在する。特に、旧中山道に近い南部は宅地化が進んでいる。

大竹遺跡は、幡羅官衙遺跡群の南東、下郷遺跡の東に連続する集落遺跡である。熊谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、用途指定はない。畑地が多いが、宅地が混在し、近年開発が進んでいる。

### 6-5-2 課題

両遺跡については、調査・研究を進め、官衙域外に展開する集落の存在を周知していくとともに、埋蔵文化財包蔵地として適切な管理を図り、特に幡羅官衙遺跡群に近接する地区は、現状の景観が大きく損なわれないよう維持していくことが必要である。

---

## 第7章 大綱・基本方針

### 7-1 大綱

- 深谷市・熊谷市の古代を代表する歴史文化遺産として、史跡の価値を十分に理解し、未来に向けて確実に継承していく。
- 郡家・祭祀場・寺院が揃って把握されているほか、周辺には古代幡羅郡の政治的重要性を示す官衙関連施設や集落、条里、古墳群といった遺跡が集中していることから、周辺遺跡を含めた地域の核として史跡の活用を図るとともに、良好な歴史的景観の形成やまちづくりに資する遺産としての活用も目指す。
- 調査研究を推進して史跡の価値を顕在化させる。
- 地域住民の学習の場、交流の場、憩いの場としての活用を図る。
- 地域活性化に資する活用を目指す。
- 史跡の価値や魅力を積極的に発信する。

### 7-2 基本方針

#### 保存の基本方針

- 史跡の価値を未来に向けて確実に継承していく。
- 発掘調査や研究により、史跡の価値を顕在化させる。
- 史跡隣接地区を含めた郡家諸施設や祭祀の全体像、寺院の実態解明のための調査研究を継続して行い、適切な保存を図る。

#### 活用の基本方針

- 周辺遺跡を含めた地域の核として史跡の活用を図り、良好な歴史的景観の形成やまちづくりに資する遺産としての活用を目指す。
- 史跡の周知を進め、地域の歴史学習や観光に資する活用を図るとともに、両市におけるその他の文化資源と連携した、地域活性化に資する活用を目指す。

#### 整備の基本方針

- 史跡の価値を顕在化させ、地域住民や市民が史跡の価値を十分に理解し、愛着を持てる整備を行う。
- 史跡の関連遺跡を含め郷土の歴史への理解を深め、情報発信や学習の場として活用できる整備を行う。
- 地域住民の学習の場、交流の場、憩いの場、災害時などに活用できる場、また、市外・県外からの来訪者の増大が期待できる魅力的な場としての整備を図る。

#### 運営体制の基本方針

- 行政と地域住民・市民団体が協働した史跡の保存や運営体制の構築を目指す。